

松川町森林整備計画 変更計画書



(令和6年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

長野県
松川町

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、松川町森林整備計画を変更する。
なお、松川町森林整備計画の変更は、令和 6 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林の区域の変更 (p. 24～27)
- ② 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域（一体整備相当区域）の新設 (p. 39)

市町村位置図



目 次

I 基本的事項	頁
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	7
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	8
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	9
1 樹種別の立木の標準伐期齢	9
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	9
3 その他	11
第2 造林	12
1 人工造林	12
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	14
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	17
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準	18
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	19
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	19
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	20

3	その他	21
	(1) 間伐を行う際の留意点	
	(2) 鳥獣害防止対策	
第4	公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	22
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
	(1) 水源涵養機能維持増進森林	
	(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他	28
第5	委託を受けて行う森林施業または経営の実施の促進	28
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	28
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	28
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	28
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	28
第6	森林施業の共同化の促進	29
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	29
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	29
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	29
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設	30
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	30
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	30
3	作業路網の整備	30
	(1) 基幹路網	
	(2) 細部路網	
第8	その他	32
1	林業に従事する者の養成及び確保	32
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	32
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備	33

III 森林の保護

第1 鳥獣害の防止	34
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	34
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	34
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	34
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	34
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	35
3 林野火災の予防の方法	35
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	36
5 その他	36
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域	37
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	37
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	38
4 その他	38

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成	39
2 生活環境の整備	39
3 森林整備を通じた地域振興	39
4 森林の総合利用の推進	39
5 住民参加による森林の整備	40
6 森林経営管理制度に基づく事業	40
7 その他必要な事項	40
【計画策定の経過】	41

VI 参考資料

1 人口及び就業構造	42
2 森林転用面積	43
3 森林資源の現況等	43
4 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	43
5 市町村における林業の位置付け	43
6 林産物の生産概況	44
7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	44

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（松川町役場）

東経 137° 54′ 45″ 北緯 35° 35′ 38″ 海拔 542.33 m

◇面積

72.79 km²（東西 21km、南北 6km、周囲 57km）

◇土地の地目別面積<令和4年1月1日現在>

田	畑	宅地	山林	原野	その他
2.74 k m ²	9.25 k m ²	4.09 k m ²	15.70 k m ²	1.19 k m ²	39.82 k m ²

◇気象（令和4年 飯島地域気象観測所）

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
—	11.6 °C	34.9 °C	-10.3 °C	1,551.0 mm	2.6 m/s	—

◇地形・地質

当町は、長野県の南部に位置し、北西には中央アルプス、南東に南アルプスと2つのアルプスに囲まれ、町の中央には天竜川が南北に流れ、天竜川より西側を竜西地域、東側を竜東地域に分けられます。

竜西地域は、大島地区と上片桐地区に分かれ河岸段丘を形成し、果樹園を主とする第1次産地があります。

竜東地域は、急峻な地形もさることながら、山が深く、耕地面積も狭小で農業の発展には限りがあるが、花木や茸類など豊かな林産物があります。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

当町の総面積は7,279haで、森林の面積は4,766haと総面積の65%を占めています。民有林面積は3,717ha、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は1,549haであり、人工林率41.14%に及んでいます。民有林の齢級配置を見ると10齢級以上の森林が3,608haと民有林全体の95.83%を占めているものの、間伐の実施が遅れており、間伐実行の待たれている森林が多いといえます。

また、住民のニーズは地球温暖化、産業廃棄物等の環境問題から始まり、自然と共生など、森林に対し多様な役割を求められていることから、林業生産活動のみならず、環境保全を考慮した積極的な森林整備も必要とされています。公有林、生産

森林組合等団体有林の整備は主体的に進んでいます。規模が零細で分散している個人有林の整備は遅れが目立っています。

竜西地域はヒノキの人工林が多くあり、比較的緩傾斜のため、木材の循環利用に適した地区といえますが、路網整備の遅れ等から、間伐等の保育の遅れが目立っている。上片桐地区の区有林については、区会が中心となり毎年各戸から山作業の出労があり、下刈り・枝打ち等の整備がなされています。

竜東地域は、古くから長野県を代表するマツタケの産地ですが、近年はアカマツ林の老齢化等から生産量の落ち込みが目立っています。シイタケ等の原木栽培も盛んでしたが、野生鳥獣の被害や林家の高齢化、後継者不足等から生産量は激減傾向にあり、対策が緊急の課題となっています。

また、アカマツ林においては松くい虫の被害が発生しており、健全な林分への被害拡大が懸念されています。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面積	1,479.38	20.91	1,500.29	918.34	1,161.35	136.59	2,216.28	2,397.72	1,182.26	136.59	3,716.57
	蓄積	371,285	717	372,002	232,787	132,022	—	364,809	604,072	132,739	—	736,811
国 有 林	面積	98.23	0.00	98.23	387.09	448.80	114.99	950.88	485.32	448.80	114.99	1,049.11
	蓄積	18,416	1,226	19,642	65,399	66,694	—	132,093	83,815	67,920	—	151,735
合 計	面積	1,577.61	20.91	1,598.52	1,305.43	1,610.15	251.58	3,167.16	2,883.04	1,631.06	251.58	4,765.68
	蓄積	389,701	1,943	391,644	298,186	198,716	—	496,902	687,887	200,659	—	888,546

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 33.5% 蓄積 44.1%

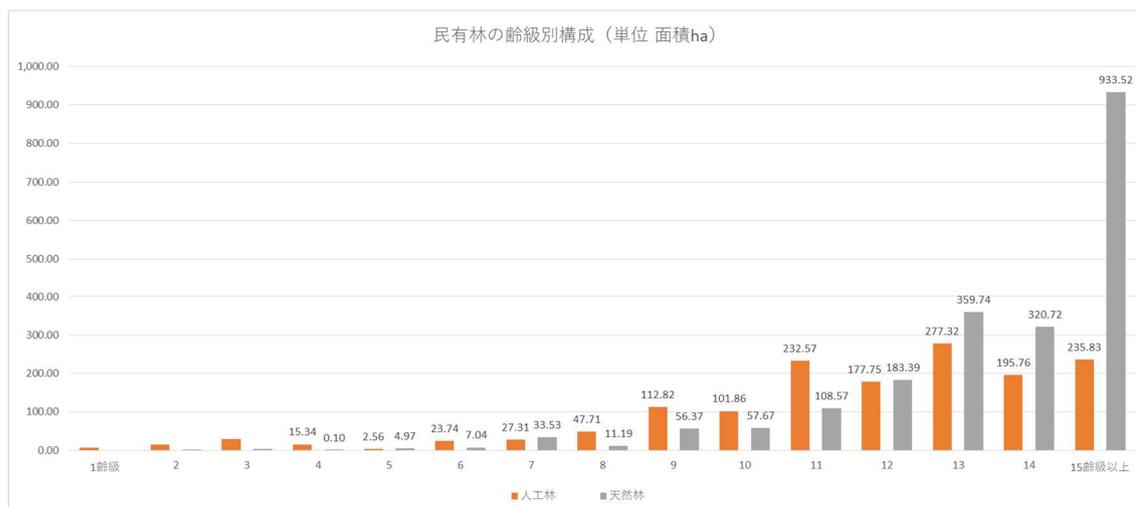
【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	1,256.30	35.09%	3%	304,921	41.38%	3%
カラマツ	399.45	11.16%	1%	107,450	14.58%	1%
スギ	134.61	3.76%	1%	47,714	6.48%	1%
ヒノキ	575.82	16.08%	2%	136,025	18.46%	2%
その他針	31.54	0.88%	0%	7,962	1.08%	1%
広葉樹	1,182.26	33.02%	1%	132,739	18.02%	1%
計	3,579.98	100.00%	—	736,811	100.00%	—

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

「計画区内比率」は、伊那谷地域計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態別の状況は、公有林が40%、私有林が60%となっています。私有林の内訳は、集落有林8%、国立研究開発法人 森林研究・整備機構等の団体有林11%、個人有林ほか38%であり、個人有林の割合が多くなっています。

個人有林のそのほとんどが小規模所有者となっており、特に集落や農地周辺の森林を含む、いわゆる里山地域ではそれぞれの森林所有者が極めて小さな面積の森林を分散して所有している傾向があります。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積 (ha)		蓄積 (m ³)	
			割合		割合
公有林	県	0.02	0.00%	0	0.00%
	市町村	1,356.46	36.50%	293,722	39.86%
	財産区	0.00	0.00%	0	0.00%
	計	1,356.48	36.50%	293,722	39.86%
私有林	集落有林	296.74	7.98%	64,882	8.81%
	団体有林	468.24	12.60%	82,907	11.25%
	個人有林	1,409.50	37.92%	266,969	36.23%
	その他	185.61	4.99%	28,331	3.85%
	計	2,360.09	63.50%	443,089	60.14%
合計		3,716.57	100.00%	736,811	100.00%

③ 林業労働の現状

令和4年度末時点の林業事業体数は4事業体、総従業者数は189名で、事業体の内容は、森林組合1組合、製材業3社となっています。高性能林業機械の設置につ

いては進んできています。

【事業体別林業従事者数（令和3年度末）】

区 分	組合・事業者数	従業者数（人）	備 考
森林組合	1	143	飯伊森林組合
生産森林組合	0	0	
素材生産業	0	0	
製材業	3	46	
合 計	4	189	

注）森林組合は、飯伊森林組合全体の数量を記載。

【林業機械等設置状況（令和3年度末）】

単位：台数

機 械 名	会社	森林組合	個人	その他	計
索道セット	0	2	0	0	2
集材機	0	12	0	0	12
リモコンウインチ	0	0	0	0	0
自走式搬器	0	13	0	0	13
運材車	0	0	0	0	0
ホイールトラクタ	0	0	0	0	0
樹木・竹粉碎機	0	3	0	1	4
動力枝打ち機	1	0	0	0	1
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0
プロセッサ	0	2	0	0	2
グラップルソー	0	0	0	0	0
ハーベスタ	0	0	1	0	1
フォワーダ	0	2	0	0	2
タワーヤーダ	0	1	0	0	1
スイングヤーダ	0	2	1	0	3
合 計	1	37	2	1	41

注）森林組合は、飯伊森林組合全体の数量を記載。

④ 林内路網の整備状況

当町には、15路線の林道、19路線の作業道が開設されており、1haの林内路網の長さである林内路網密度は、11.4 m/haとなっています。

【路網整備状況（令和4年度末）】

区分	路線数	延長 (単位：km)		密度 (単位：m/ha)
			うち舗装	
基幹路網	公道			
	林道	15 路線	36.9	24.4
	林業専用道			0.0
	計	15 路線	36.9	24.4
森林作業道		19 路線	5.3	0.0
合計		34 路線	42.2	24.4

⑤ 保安林の配備状況

公益的機能の確保のため、3,765ha、民有林の60.4%が保安林に指定されています。なかでも、水源かん養保安林がもっとも多く指定されており、保安林面積の60.8%を占めます。

保安林では、土砂崩れなどの災害で荒廃した森林の復旧や、災害を予防するための治山事業を県と実施します。

【保安林配備状況】

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	1,442.83	38.82%
土砂流出防備保安林	795.16	21.40%
土砂崩壊防備保安林	16.40	0.44%
防風保安林	0.00	0.00%
水害防備保安林	1.22	0.03%
干害防備保安林	0.00	0.00%
落石防止保安林	0.00	0.00%
保健保安林	(1.87) 11.72	(0.05 %) 0.32 %
風致保安林	0.00	0.00%
合計	(1.87) 2266.70	(0.05 %) 60.99%

注) 長野県林務部森林づくり推進課業務資料 (令和4年9月1日現在)

上段 () は重複で外数

⑥ 地域の取り組み状況

「まつかわの里 およりの森」が平成 25 年 3 月 22 日に、森林セラピー生理実験等により生理的にリラックス効果をもたらすことが実証され、森林環境や滞在施設等においても優れていると認められ、森林セラピー基地の認定を受けました。

信州まつかわ温泉清流苑、フォレストアドベンチャー等と連携し、健康増進を通じた地域の活性化に取り組んでいます。

(3) 森林・林業の課題

ア 森林整備の推進

民有林では、ヒノキ、カラマツ等の人工林が 40%あり、その多くは間伐が必要な森林が多く、早急な森林整備が必要です。

イ 災害に強い森林づくり

山沿いや中山間地に多数の住民が生活しています。近年は集中豪雨が頻発する傾向があり、山地災害に強い森林の整備が必要となっています。特に、竜西地域は急峻な地形であり、土砂災害防止に配慮した森林整備が必要です。

ウ 水源の確保

重要な水源となっている森林も多く、水源を^{かん}涵養する能力の高い豊かな土壌を育む森林の整備が求められています。

エ 施業集約化の推進

効率的な間伐を推進するため、施業の集約化を進め森林経営計画の作成を積極的に行う必要があります。森林所有者や地域森林精通者（地域の森林をよく知る人）の高齢化・不在化により、森林境界や森林所有者の不明な森林が増加しており、必要な森林施業や木材利用が、困難になりつつあります。

オ 基盤整備

林内における林道の新規開設はコスト的に困難であることから、林況・地形・地質に応じた低コストな森林作業道の整備を積極的に進め、高性能林業機械の導入による森林施業の効率化及び生産コストの低減を図る必要があります。

カ 松くい虫の被害拡大の防止

松くい虫の被害については、全地区で発生しており、その被害は拡大傾向にあります。先端地域の巡視活動による枯損松林の早期発見と早期処理が重要であり、被害地域及び被害地域外のアカマツ林の樹種転化等の対策も視野に入れた森林整備を推進していく必要があります。

キ 野生鳥獣被害の防止

野生鳥獣による被害については、山林周辺の畑や果樹園等で頻発しており、その被害は拡大しています。手入れがされずに放置された山林は、野生鳥獣の住処になっており、定期的な除間伐等の森林整備を進める必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「Ⅱ 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の主な施業の方法	設定理由
大島 上片桐 生田	水源涵養 ^{かん}	一部達成	誘導 及び 維持	町民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とします。 ① 林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の生育促進と樹木の根系を発達させるため、間伐を実施する。 ② 健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。 ③ 不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる。 ④ 主伐による裸地は、早期に縮小及び分散を図る。 ⑤ 奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を実施する。	伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」による
	山地災害防止/土壌保全	一部達成	誘導 及び 維持	「災害に強い森林づくり指針」(森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編)に即した施業を基本とする。 施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し、治山事業による整備を推進する。	
	保健・レクリエーション	一部達成	誘導 及び 維持	町民の憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。	

	木材生産機能維持増進	一部達成	誘導及び維持	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施するとともに、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。また、林道や作業路等の整備を積極的に進める。	
--	------------	------	--------	---	--

【森林の有する機能一覧表】

森林の有する機能		
水源涵養 ^{かん}	文化	保健・レクリエーション
山地災害防止/土壌保全	生物多様性保全	
快適環境形成	木材生産機能維持増進	

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

松川町では二ホンザルによる果樹園、通学児童への被害件数が年々増加しており、被害多発地域については森林経営計画や、森林経営管理制度を利用し、間伐を促進し被害軽減を図ります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、県、町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定めます。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林または天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。

択 伐	<p>伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう。（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。）</p>
-----	---

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。 ⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅20m以上（周辺森林の成木が20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 <ul style="list-style-type: none"> 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>
-----	---

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意することとします。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、伊那谷地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	

伐採及び伐採後の造林の届出書	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書 (以下「伐採届」という。)」を提出した森林については、造林を完了した日 (伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日) から 30 日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」の提出が義務付けられています。

確認方法は、「第 2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第 2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定することとします。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整することとします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ (ミズノカバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシヤブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシヤブシ (カバノキ科)	ヒメヤシヤブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クスギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ科)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (アオダモ) (モクセイ科)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	ツガ (マツ科)
コウヤマキ (コウヤマキ科)	アスナロ (ヒノキ科)	ネズミサシ (ヒノキ科)

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方法	内容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの带状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとし、ます。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GNSSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3, 0 0 0 本/以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表 3-13 を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）または植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とします。

また、ニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画することとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
2～7、9～83 林班	人工林に限る。また、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地、その他現地調査等により上記(1)の基準に該当しない等天然更新が確保されるものと認められる場合を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となります。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林の割合が県平均（人工林率：50%）に対し、当町（人工林率：40%）では下回っていますが、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二また木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存および、1列伐採、3列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年 1～2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。

枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林において は、林内の光環境に応じ、必要に応 じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林におい ては、無節で完満な良質材を生産す る場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打 ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変す ることから気象害に遭うおそれがあ るため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～ 3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等 を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない 樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応 じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施するこ とが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の育成が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき

森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から④ の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3-1、別表3-2に定めます。木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新（伐造届出書、森林経営計画書）を図ることとします。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施業の方法
植	栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 ※下記の区域内についてはその限りでない。 ○植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 ○特に効率的な施業が可能な森林 人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。
間	伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主 伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20 haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	2-い、3-い・ろ、4-は～ほ、5-い、6-ろ～に、7-い・は、12-は、21-い、32-に、33-い～へ、34-い・ろ、36-い・に、37-ろ～へ、38-ろ、39-い、49-へ～り、50-い～へ、51-い・ろ、52-い～へ、53-い～に、54-い・ろ、55-い～は、56-い～は、69-い～に、70-ろ、71-い～へ、72-い～と、73-い・は、74-い～は、75-い・ろ、76-い～へ、77-い～は、78-い～に、79-ろ～に、80-は、81-い～へ、82-い～は、83-い	1,359.06
	複層林施業を推進すべき森林	33-い・は、35-い・は・に、36-ろ～に、57-い～に、58-い～は、59-い～に、60-い・ろ、61-い～は、62-い・ろ	274.69

注) 小班の一部のみ指定されている場合もあるため、詳細については、森林簿、添付図面等参照すること。

また、施業の方法が「複層林施業を推進すべき森林」となっている区域は、水源涵養機能維持増進森林と他の公益的機能別施業森林が重複して指定されている区域です。

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	2-い、3-ろ～に、4-い・ろ、5-ろ・は、6-い、7-ろ・に、9-い・は、10-い・ろ、11-ろ、12-い～は、14-は～ほ、15-い、17-い・ろ、19-い～は、20-ろ、21-い～ほ、22-い～に、23-い～に、24-ろ、25-い～は・ほ～と、26-い～へ、27-い・ろ、28-い～は、29-い・ろ、30-い・ろ、31-い～は、32-は～ほ、38-い・ろ、39-い～に、40-い～に、41-い～ほ、42-い・ろ・に、43-ろ～に、44-ろ～ほ、45-ろ・ほ～と、46-い～は、47-い～に・へ、48-い・は～ほ、49-い・ろ・に、61-は、62-い～は、63-い～に、64-い・ほ、67-に・ほ、74-は、79-い、80-い・ろ	568.99
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	—
快適環境形成機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	—
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	17-い、20-ろ、21-い・ろ・に・ほ、22-ろ～に、33-い・は、35-い・は・に、36-ろ～に、39-い、57-い～に、58-い～は、59-い～に、60-い・ろ、61-い～は、62-い～は、63-い～に、67-に・ほ	387.00
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
林推の進機そ進森を能のす林図の他べ施る維公き業た持益森をめ増的	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	—

注) 小班の一部のみ指定されている場合もあるため、詳細については、森林簿、添付図面等参照すること。

【別表 3 - 1】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林			3-は～ほ、4-い・は、5-は、8-い、11-い、12-ろ・は、14-ほ・へ、17-ろ、36-は、64-ろ～へ、65-い～ほ、66-い・ろ・ほ～と、67-い～ほ、68-い～と、70-い、80-い	282.61
	水源涵養 ^{かん}	伐期の延長	4-は～ほ、5-い、6-ろ～に、7-い・は、12-は、37-は、50-ろ・は、74-は、75-ろ、76-へ、78-い～に、79-ろ～に、80-は、81-い～へ、82-い～は	409.98
	山地災害防止 / 土壌保全	複層林施業	該当なし	—
		択伐による複層林施業	該当なし	—
		長伐期施業	該当なし	—
	快適環境形成	複層林施業	該当なし	—
		択伐による複層林施業	該当なし	—
		長伐期施業	該当なし	—
	保健文化	複層林施業	該当なし	—
		択伐による複層林施業	該当なし	—
		長伐期施業	該当なし	—
	その他公益的機能	複層林施業	該当なし	—
		択伐による複層林施業	該当なし	—
		長伐期施業	該当なし	—

【別表 3 - 2】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			3-は～ほ、4-い、5-は、8-い、11-い、12-ろ・は、14-ほ・へ、17-ろ、64-に・ほ、66-い、67-い～ほ、68-い・ろ・に～へ	167.09
	水源涵養 ^{かん}	伐期の延長	4-は・ほ、6-に、7-は、12-は、81-い・ろ、82-ろ	47.95
	山地災害防止 / 土壌保全	複層林施業	該当なし	—
		択伐による複層林施業	該当なし	—
		長伐期施業	該当なし	—
	快適環境形成	複層林施業	該当なし	—
		択伐による複層林施業	該当なし	—
		長伐期施業	該当なし	—
	保健文化	複層林施業	該当なし	—
		択伐による複層林施業	該当なし	—
		長伐期施業	該当なし	—
	その他公益的機能	複層林施業	該当なし	—
		択伐による複層林施業	該当なし	—
		長伐期施業	該当なし	—

※ 人工林における主伐後には、原則として、植栽による更新を行うこと。

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

第5 委託を受けて行う森林施業または経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和9年度までに民有林面積のおおむね8割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知することとします。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知することとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業者へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者または当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐または保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者または当該土地の所有者に対し協定への加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	大島	一里塚西山	100 2箇所	587	○	02121	局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	生田	間沢川	360 11箇所	428	○	02136	局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	大島	小横沢	500 1箇所	143		04449	局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	上片桐	豊返	850 1箇所	48		05250	局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	上片桐	小八郎山	100 1箇所	195		04446	局部改良
拡張 (舗装)	自動車道	林道	生田	間沢川	1,500	393		02136	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	生田	菖蒲沢	2,200	156		04447	

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成23年8月1日23森推325号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う20代から30代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養^{かん}や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐倒 造材 集材 運材	町内一円	チェーンソー プロセッサ 小型集材機 林内作業車	チェーンソー プロセッサ タワーヤード フォワーダ 油圧式集材機 林内作業車
造林 保等	地拵、下刈り	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝打	人力	リモコン枝打機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域は、急峻な地形であり地域に即した鳥獣害対策が必要であることから、面的な区域の設定は行わないこととします。

(2) 鳥獣害の防止方法

区域の設定を行わないものの森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行います。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」により実施します。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努め、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種名	対策
ニホンジカ	① 管理捕獲や狩猟の推進 ② 更新箇所における防護柵、単木防護資材、忌避剤等による被害の未然防止 ③ 立木の剥皮被害防止のためのネット巻等の実施 ④ 防護柵による自然環境被害の軽減
ツキノワグマ	① 森林環境整備により生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け ② 立木剥皮被害防止のためのテープ巻、ネット巻の実施 ③ 加害個体を選別して捕獲
ニホンザル	① 棲み分けに向けた出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ② 緩衝帯整備と連動した追い払い（モンキードックなど）の実施による被害防除 ③ 群れを壊さず、加害個体を選別しての捕獲
ニホンカモシカ	① 防護柵、単木防護資材、忌避剤等による被害の未然防止 ② 被害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、個体数調整による捕獲
イノシシ	① 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ② 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、当町では、火入れの許可に当たっては、下記のことを留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林または森林の周囲 1km の範囲にある土地
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）
許可条件	期間（7 日以内） 面積（1 件当たり 5 以内） 従事者（1 まで 15 人以上） ※ 1 を超える場合は、超える部分の面積 1 につき 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに産業観光課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 その他

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域（林小班）	備 考
該当なし	

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大島地区 および の森周辺	17-い 67-に・ほ	15.22	12.02	2.73			0.47	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法			
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間伐	単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。			
伐採	林齢	標準伐期齢以上		
	方法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。				

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施設名
大島地区 およびその周辺	管理施設、休憩所、展望台、林間広場、多目的広場、遊歩道及びこれらに類する既存施設の管理

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

保健機能森林の整備及び維持運営にあたっては、次のことに留意するものとします。

施設名	施設整備における留意事項
管理施設、休憩所 展望台、林間広場 多目的広場	自然環境・国土の保全等に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土・盛土を最小限にとどめる配慮をすること。
遊歩道	遊歩道は、利用者が多様な林層に接することができるよう配慮するとともに快適な利用がなされるよう、メンテナンス等を行うこと。

(3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
モミジ	5	
ナラ	10	
その他	10	

4 その他

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、次のことに留意するものとします。

- ア 森林及び森林保健施設の適切な管理
- イ 防火体制及び防火施設の整備
- ウ 利用者の安全
- エ 交通の安全・円滑の確保

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

(森林経営計画(区域計画)の要件となる一体整備相当区域)

区域名	林 班	区域面積 (ha)
竜東地区	21～63	2, 123. 59ha
竜西地区	2～20, 64～83	1, 592. 98ha

2 生活環境の整備

林道の維持管理や搬出間伐実施者、施業集約化及び作業路網の改良に対する森林税等を財源とした補助金等の交付により森林の保守管理や森林整備等が効率的に促進され、森林資源が有効活用されるよう努めます。

林業の活性化を図るうえでは、林業従事者の確保・育成が必要不可欠であり、林業への新規就労を希望する者に対して、関係団体と連携を図り、雇用情報の提供・支援を進めるとともに、地域への定住促進のため、空家情報の提供などを行います。

3 森林整備を通じた地域振興

当町得天竜川東側の地域は、マツタケの産地であり、茸山の整備に関する講習会を開催するなど積極的な取組みが行なわれています。

4 森林の総合利用の推進

およりの森周辺地区の森林については、森林とのふれあいの場として整備が期待されていることから、景観を維持向上するためクヌギ類を中心とした特定広葉樹の植栽、不良木の除去とともに、管理施設、遊歩道等の施設整備を進めることとします。

また、市街地隣接地域は、住宅地として開発が進もうとしているが、広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、市民の憩いの場にもなっています。

このため、この地区の里山林を保全するとともに自然散策の拠点となるよう、下刈り、不良木の除去、萌芽更新、特定広葉樹の植栽、遊歩道等の整備を行うこととします。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

里山林を活用して、地域住民、小中学校を対象に生涯学習の場として森林体験教室等のイベントを計画するなど、地域おこし活動として参加を推進します。

(2) 上下流連携による取組

該当なし

(3) その他

集落所有林など地域住民が共同で管理・使用している森林については、積極的な整備を実施するよう働きかけます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
(未定)			

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

当町は現在人工林を中心に 1,278.40ha の森林を所有しており、保育、間伐等の森林整備並びに森林保護の推進に努め、町有財産の形成並びに水源涵養機能等の多面的機能の発揮を図ります。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

埋蔵文化財包蔵地において森林施業を実施する場合は、松川町教育委員会と調整の上、関係法令に基づき適正に実施するよう留意することとします。



【計画策定の経過】

1 森林法第 10 条の 5 第 6 項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和 5 年 1 月 12 日	文書による意見照会	飯伊森林組合
令和 6 年 1 月 23 日	文書による意見照会	飯伊森林組合

2 公告・縦覧期間

(当初) 令和 5 年 1 月 27 日 ～ 令和 5 年 2 月 28 日
 (第 1 回変更) 令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 6 年 2 月 29 日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏 名	備 考
産業観光課 農林係	主査	清水 遼	

4 森林法第 10 条の 12 の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏 名	備 考
南信州地域振興局	林務課普及係	主任	清水 篤	林業普及指導員

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
市町村ホームページ	計画樹立後 1 ヶ月以内	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22年	13,676	6,566	7,110	1,910	958	952	1,754	861	893	2,347	1,187	1,160
	H27年	13,167	6,331	6,836	1,676	835	841	1,572	799	773	2,175	1,097	1,078
	R2年	12,530	6,069	6,461	1,535	786	749	1,459	742	717	1,877	955	922
構成比 (%)	H22年	100	48.0	52.0	14.0	7.0	7.0	12.8	6.3	6.5	17.2	8.7	8.5
	H27年	100	48.1	51.9	12.7	6.3	6.4	11.9	6.1	5.9	16.5	8.3	8.2
	R2年	12.3	13.0	11.6	11.6	12.2	11.1	15.0	15.7	14.3	12.3	13.0	11.6

	年次	45～64歳			65歳以上			不明		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22年	3,734	1,853	1,881	3,931	1,707	2,224	0	0	0
	H27年	3,511	1,732	1,779	4,218	1,859	2,359	15	9	6
	R2年	3,331	1,643	1,688	4,324	1,941	2,383	4	2	2
構成比 (%)	H22年	27.3	13.5	13.8	28.7	12.5	16.3	0.0	0.0	0.0
	H27年	26.7	13.2	13.5	32.0	14.1	17.9	0.1	0.1	0.0
	R2年	26.6	27.1	26.1	34.5	32.0	36.9	0.0	0.0	0.0

(出典：国勢調査（人口等基本集計）による)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	H22年	7,410	1,780	27	0	1,807	2,239	—	3,339	25
	H27年	7,481	1,668	27	1	1,696	2,312	—	3,420	53
	R2年	7,383	1,506	31	0	1,537	2,239	—	3,480	27
構成比 (%)	H22年	100	24.0	0.4	0.0	24.4	30.2	—	45.1	0.3
	H27年	100	22.3	0.4	0.0	22.7	30.9	—	45.7	0.7
	R2年	100	20.7	0.4	0.0	21.1	30.7	—	47.8	0.4

(出典：国勢調査（就業状態等基本集計）による)

2 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
R元	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
R2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
R3	0.22	0.00	0.07	0.00	0.00	0.15	0.00

(出典：森林計画業務報告)

3 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積			不明面積
				計	県内	県外	
実数 (ha)	令和4年	2,360.09	1,693.15	562.20	505.25	56.95	104.74
構成比 (%)	令和4年	100	71.7	23.8	21.4	2.4	4.4

(出典：令和4年9月現在 森林簿データによる)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模 (ha)	林家数				
～1	877	10～20	10	50～100	1
1～5	313	20～30	4	100～500	2
5～10	56	30～50	2	500以上	1
総数					1,266

(出典：令和4年9月現在 森林簿データによる)

4 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
該当なし		

5 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和3年現在)

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	50	1,851	698,510
うち木材・木製品製造業 (B)	3	46	-
B/A	6.00%	2.49%	-

(出典：令和3年度 経済センサス-活動調査、令和3年度 長野県木材統計による)

6 林産物の生産概況

種類	素材	苗木	シイタケ	ナメコ	マツタケ	タケノコ	薪	木炭
生産量	30,527 m ³	10.5 千本	152,300kg	48,300kg	13,800kg	15,600kg	722 m ³	1,400kg
生産額（百万円）	277.5	1.3	146.1	18.2	323.3	2.5	21.4	3.1

※南信州地域全域

（出典：令和3年 特用林産物生産統計調査、令和3年度 苗木得苗調査、令和3年度 長野県木材統計）

7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
(未設定)			